

10月26日(日)は 福島県知事選挙の投票日です

10月26日は、任期満了に伴う福島県知事選挙の投票日です。

この選挙は、福島県の将来を決める大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。



問 浪江町選挙管理委員会 TEL 0243(62)0128

投票できる方

- ① 日本国民で、平成6年10月27日までに生まれた方で、浪江町の住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所がある方
- ② 平成26年7月8日までに浪江町に転入届を出し、住民基本台帳に登録され、引き続き3か月以上住所がある方
- ③ 浪江町の選挙人名簿に登録されている方

投票所および投票時間

投票所および受付時間は次のとおりです。

施設名	住所	時間
浪江町役場二本松事務所 1階会議室	二本松市北トロミ573	7時～19時
笹谷東部仮設住宅 東集会所	福島市笹谷字片目清水36-4	7時～18時
コラッセふくしま 2階	福島市三河南町1-20	9時～18時
恵向仮設住宅 集会所	本宮市荒井字恵向121-6	7時～18時
なみえ交流館 1階	いわき市常磐上矢田町叶作13-3	7時～17時
八方内仮設住宅 集会所	南相馬市原町区大木戸字八方内106	7時～17時
桑折駅前仮設住宅 第3集会所	伊達郡桑折町字東段30	7時～17時

※各投票所で投票できる時間が異なりますのでご注意ください。

期日前投票制度をご利用ください

投票日に都合があり、投票所に来られない方は、期日前投票ができます。手続きは簡単で、不在になる理由を宣誓書に記載するだけです。投票所には、必ず入場券(はがき)をお持ちください。次のすべての期日前投票所で投票することができます。

施設名	住所	期間	時間
浪江町役場二本松事務所 1階会議室	二本松市北トロミ573	10日(金)～25日(土)	8時30分～20時
笹谷東部仮設住宅 東集会所	福島市笹谷字片目清水36-4	24日(金)～25日(土)	9時～18時
コラッセふくしま 2階	福島市三河南町1-20	24日(金)～25日(土)	9時～18時
恵向仮設住宅 集会所	本宮市荒井字恵向121-6	24日(金)～25日(土)	9時～18時
なみえ交流館 1階	いわき市常磐上矢田町叶作13-3	24日(金)～25日(土)	9時～18時
八方内仮設住宅 集会所	南相馬市原町区大木戸字八方内106	24日(金)～25日(土)	9時～18時

※受付期間・時間に注意してください。

病院・施設等での不在者投票

病院・施設等に入所されている方は、入院先等で投票できる制度があります。詳しくは病院・施設の管理者にご確認ください。

郵便による不在者投票

身体等に次のような障がいのある方などは、郵便で不在者投票ができる制度があります。この制度を利用する場合は、「郵便投票証明書」が必要となりますので、事前に証明書の交付を受けてください。また、特定の方は代理記載をすることができます。

身体障害者手帳	障がいの程度		
障がい	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫の障害	○	○	○

戦傷者手帳	障がいの程度			
障がい	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5
○	○	○

なお、郵便投票証明書には有効期限がありますので、既に交付を受けていて有効期限が切れている方は、早めに更新してください。

投票所入場券(はがき)をお持ちください

入場券は、はがきになっています。10月9日(木)までに届くよう発送する予定です。なお、入場券を紛失した、入場券がない(届かない)、入場券を持たずに投票所に来た場合でも本人確認をした上で投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

選挙のお知らせの配付

選挙のお知らせは、10月1日(水)頃までに届くように既に

選挙公報の配布

発送しています。選挙のお知らせが届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。選挙公報は、10月23日(木)頃までに届くように発送する予定です。選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

郵便転送サービスの お知らせ

避難先を変更された方は、郵便局に転居届を出すことに

滞在地(避難先)での不在者投票

避難などで遠方へ行かれている方は、滞在地(避難先)で不在者投票をすることができます。

■期間 10月10日(金)～10月25日(土)

■時間・場所 受付時間、場所については、投票される最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、県外の避難先市区町村の選挙管理委員会で投票できるのは、平日(土・日・祝日を除く)の勤務時間内(8時～17時)となりますのでご注意ください。詳しくは避難先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※期日前投票所に行くことができる方は、請求の必要はありません。

手続き方法

①投票用紙等を請求する

※請求は10月10日以前でもできますのでお早めに。「選挙のお知らせ」に同封されている不在者投票の「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、「浪江町選挙管理委員会行返信用封筒」に入れて、郵送してください。

※メールやFAXでの請求はできません。

※請求書は町ホームページからもダウンロードできます。

②投票用紙等を受け取る

郵送されてきたレターパック(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。

※注意

- ◆不在者投票証明書が入った封筒は絶対に開封しないでください。
- ◆自宅等で投票用紙に記載しないでください。

③滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒一式(レターパック)を持参して、滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

※注意

- ◆不在者投票用紙等の交付を受けた後に、「当日投票」または「期日前投票」をする場合は、投票用紙等を返還しないと投票することができませんので、必ず受け取った封筒一式(レターパック)を持参してください。

巡回バスを運行します

よって、変更前の避難先住所宛てに送付された郵便物が、現在の避難先に転送されます。転送期間は1年間となりますので、既に転居届を済ませている方は、転送期間を確認のうえ、期間に空白ができないよう再度転居届をしてください。詳しくは最寄りの郵便局にお問い合わせください。

●25日(土) 期日前投票

午前1本 仮設住宅と期日前投票所を結ぶ巡回バスを運行

●26日(日) 投票日

午前1本 仮設住宅と投票所を結ぶ巡回バスを運行

開票所

●二本松市岩代支所

(二本松市小浜字北月山27) 20時開票開始

開票を参観される方は、係員の指示に従い、所定の場所で参観してください。※駐車場に限りがありますので、参観希望の方はなるべく乗り合わせてお越しください。